

改正	昭和63年12月14日	平成2年11月22日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日
	平成17年4月1日	平成22年6月16日

第1条 安倍能成記念教育基金奨学金規程第2条第3号に基づき、学生の学問・勉学の奨励を目的として、優秀な学習院大学学生に対して、安倍能成記念教育基金大学学部奨学金（以下「奨学金」という。）を給付する。

第2条 奨学生は、学業成績・人物共に優秀でなければならない。

第3条 奨学金の額は、年額45万円とする。その支給方法は別に定める。

2 奨学生の人数は毎年度若干名とする。

第3条の2 奨学生が次の各号の一に該当する場合、院長は、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- 一 退学又は休学したとき。
- 二 病気等で成業の見込みがないとき。
- 三 学業成績又は操行が著しく不良になったとき。
- 四 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

第4条 院長は、毎年度学長に推薦を依頼する。

第5条 学長は、当該年度の5月末日までに教授会及び学部長会議の議を経て、推薦理由を添えて院長に推薦する。

第6条 奨学生の決定は、科長会議の議を経て、院長が行う。

2 院長は、学長に対して選考結果を通知するものとする。

第7条 奨学生に対する奨学金の交付は、院長が別に定めるところにより、これを行う。

第8条 この規程に関する事務は、総務部総務課が担当する。

第9条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

この規程は、昭和62年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。